

# 山梨県公報

第二千五百九十九号

平成二十八年

四月二十五日

月 曜 日

## 目次

### 告示

土地改良区の定款の一部変更の認可……………三五五  
建築基準法に基づく建築協定の認可……………三五五

### 公告

狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………三五五  
大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………三五六  
土地改良区役員の就任……………三五七  
土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………三五八  
都市計画の変更図書の縦覧(二件)……………三六〇  
土地区画整理事業の換地処分……………三六一

## 告示

### 山梨県告示第六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十八年四月十五日笛吹川沿岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
平成二十八年四月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県告示第六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第七十三条第一項の規定により、清水建設株式会社取締役社長宮本洋一から申請のあったパストラルびゅう桂台第四区建築協定(建築協定認可第二十八号)を平成二十八年四月十四日に認可した。  
平成二十八年四月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

## 公告

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十九条第一項及び第五十一条第一項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。  
平成二十八年四月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

### 第一 狩猟免許試験

#### 一 試験日時

##### 1 第一回

平成二十八年八月六日(土)及び同月七日(日)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで

##### 2 第二回

平成二十九年一月十八日(水)及び同月十九日(木)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで

#### 二 試験場所

甲府市川田町五百十七番地 山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

#### 三 受験資格

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

#### 四 試験科目

##### 1 適性試験

視力、聴力及び運動能力

##### 2 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識

##### 3 技能試験

猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

#### 五 受験手続

##### 1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可(以下「猟銃等の所持の許可」という。)を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第一項に規定する免許申請書

(二) 猟銃等の所持の許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し

(三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書（概ね申請前六ヶ月以内のもの）

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを 一枚

2 狩猟免許申請手数料  
五千二百円（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円）（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

1 第一回  
平成二十八年六月一日（水）から同年七月一日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成二十八年七月一日までの消印のあるものは有効とする。

2 第二回  
平成二十八年十一月一日（火）から同年十二月十二日（月）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成二十八年十二月十二日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先  
申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

一 適性検査の日及び場所  
住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者  
平成二十八年九月十四日まで有効の狩猟免許を持っている者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容  
視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理

五 申請の手続

1 提出書類  
次に掲げるものとする。ただし、猟銃等の所持の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書

(二) 第一の五の1の(二)に掲げる書類

(三) 第一の五の1の(三)に掲げる書類

(四) 第一の五の1の(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料  
二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間  
平成二十八年六月一日（水）から同月三十日（木）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成二十八年六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先  
申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第三 問い合わせ先  
山梨県森林環境部みどり自然課（電話〇五五 二二三 一五二〇）又は申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年八月二十五日まで縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

一 届出者  
山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては代表	住	所
-------------------	---	---

者の氏名	
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆	東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 竜王駅前ショッピングセンター

(二) 所在地 山梨県甲斐市大下条字上河原千六百七十二番地一外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆	東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号

3 変更の年月日

平成二十七年六月十九日

三 届出年月日

平成二十八年三月二日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 土地改良区役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南アルプス土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成二十八年四月二十五日  
山梨県知事 後藤 齋

一 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	金丸 一元	南アルプス市小笠原二七七	平成二十八年四月二日
	久保田松幸	上今諏訪四三七	
	齊藤 哲夫	沢登七一四	
	小池 正夫	十日市場二〇二三	
	塩澤 隆紀	湯沢二三	
	小池 通義	西野一七七	
	櫻本 安善	有野三一三	
	飯野 政敏	曲輪田新田三三四	
	飯野 俊明	飯野五四三	
	齊藤 豪	在家塚一一〇〇	
	清水 哲郎	百々二九五九	
	志村 孝	上八田七九四	
	名取 優	沢登一四	
	小林 豊	桃園一四一〇七	
	横内 清重	曲輪田一一八八	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
横内 靖英	齊藤 長紘	齊藤 秀明	土屋 壽雄	長澤 修	長谷部 弘幸	名取 健二	沢登 安治	新津 純	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上宮地九七二	山寺一九八	鏡中條一〇〇八	鏡中條五六二	湯沢八五六	西野二三三九	吉田四二六	加賀美三〇四一	落合一二六一一	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、朝穂堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成二十八年四月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	鈴木 正公	北杜市明野町上手九八八一	平成二十八年三月三十一日
同	清水 政治	同 明野町浅尾五〇〇	同
同	平賀 武秀	韮崎市穂坂町三ツ澤二四七七	同
同	入戸野 一郎	北杜市明野町浅尾三六六三	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林 芳弘	長田 富丈	大柴 久	曾雌 富夫	名取 征一	横内 守夫	横内 守夫	中根 義明	廣瀬 理紹	篠原 一	清水 重隆	向山 公功	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
明野町浅尾新田三九一八	明野町浅尾新田一四四八	明野町上手九九七六	同 明野町三之蔵五〇八八	同 穂坂町宮久保五二四四	同 穂坂町宮久保六一九三	同 穂坂町三ツ澤二三四九	同 穂坂町三之蔵五二六九	同 同 穂坂町三之蔵五二六九	北杜市明野町浅尾八七一	甲府市湯村一〇八	同 同 穂坂町宮久保三四〇	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	篠原 弘三	北杜市明野町上手九八八二	平成二十八年四月一日
同	長田 憲一	同 明野町浅尾新田三八七一	同
同	横内 守夫	同 明野町浅尾新田三八七一	同
同	奥水 幸人	同 明野町浅尾新田三八七一	同

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	野田 正資	〒210-0105 山梨県北都賀郡清原町野田入戸野五	平成二十八年三月三十一日
同	田辺 市三	〒210-0105 山梨県北都賀郡清原町折居一八四二	同

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島  
 壇土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 平成二十八年四月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平賀 久夫	山下 眞澄	五味 淳	秋山 高文	横内 栄人	横森 隆次	小幡 治	望月 由勝	清水 寿昌	長田安比古	入戸野 泰	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小野 弘文	雨宮 高	伊藤 宏	高畑 次男	田中 建夫	飯野 邦夫	川手 英司	深澤 利夫	清水 久司	笹本 幸博	中込 一郎	湯舟 辰夫	久保田 弘一	矢崎 六彦	山本 武	功刀 修	功刀 福幸	功刀 福幸	笹本 武光	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
同	河西 好文	同 曲輪田新田二七〇	同
同	中込 功	同 南アルプス市在家塚一二七六	同
同	野田 正資	同 葦崎市円野町入戸野五	平成二十八年四月一日
同	小澤 恒一	同 清哲町折居二二六〇	同
同	藤原 芳洋	同 清哲町青木二八六四一	同
同	功刀 修	同 神山町北宮地八一九	同
同	斉藤 忠文	同 神山町鍋山一九〇三	同
同	山本 武	同 旭町上條北割六一九一	同
同	矢崎 六彦	同 旭町上條北割二九五三	同
同	矢崎 良夫	同 旭町上條中割一八七六	同
同	山本進一郎	同 旭町上條南割一九八四	同
同	中込 一郎	同 大草町下条中割五七四	同
同	笹本 幸博	同 南アルプス市六科九六二	同
同	清水 久司	同 百々三一一六	同
同	中澤 春樹	同 百々一三三〇	同
同	飯野富士雄	同 飯野八九一一	同

同	小林 孝夫	同 飯野三二〇八	同
同	中込 功	同 在家塚一二七六	同
同	内田 修	同 曲輪田新田七七	同
同	櫻本 等	同 有野一〇六一一	同
同	内藤 佑介	同 葦崎市神山町北宮地八七一	同
同	功刀 光斉	同 旭町上條南割二七七二	同
同	清水 正雄	同 南アルプス市六科一四八七	同
同	清水 勤一	同 百々三二六	同

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類

峡東都市計画用途地域

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

一 都市計画の種類

峡東都市計画準防火地域

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十八年四月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

一 施行者の名称

市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合

二 施行区域に含まれる地域の名称

西八代郡市川三郷町黒沢字山王の一部及び南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸の一部

三 事業計画決定の年月日

平成二十五年七月二十五日

四 土地区画整理事業の名称

市川三郷町富士川町山王土地区画整理事業

五 事務所所在地

西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町役場内

六 換地計画認可の年月日

平成二十八年二月二十五日

七 換地処分通知完了の年月日

平成二十八年三月十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番